明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○不動産の表示に関する公正競争規約及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認可した件
（公正取引委・消費者庁一）　一
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委一三）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同一四）　三
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件
（同一五）　四
○損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき地震保険基準料率を告示する件
（金融庁一七）　四
○肥料の登録の有効期間を更新した件
（農林水産一四一七）　五
○生産業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（同一四一八）　五
○肥料の登録を失効した件
（同一四一九）　八

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所の平成二十五年度計画の公表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、税理士登録者、住宅型式性能認定関係　一〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　三八
会社その他
会社決算公告　四一

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、別表の「規約」欄記載の規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十五日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　阿南　久

一　別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一部変更を平成二十五年三月二十二日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
別表の「事業の種類」欄記載のとおり。

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
別表の「規約」欄記載の規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別表

規約	事業の種類	申請者
不動産の表示に関する公正競争規約（平成十五年公正取引委員会告示第二号）	宅地建物取引業	不動産公正取引協議会連合会会長　植木　正威
不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成十五年公正取引委員会告示第三号）	宅地建物取引業	不動産公正取引協議会連合会会長　植木　正威

別記

一　不動産の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（組織及び事業） **第25条**　この規約を円滑、かつ、効果的に実施するため、一般社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正	（組織及び事業） **第25条**　この規約を円滑、かつ、効果的に実施するため、社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議